

印 紙
貼 付

産業廃棄物処理委託契約書

役務の名称 中央卸売市場資源リサイクル施設ろ液収集運搬処分業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
別紙＜役務の内容＞に記載された産業廃棄物の下記契約区分に関する役務を
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に従い適正に行
うため、次のとおり契約を締結する。

1 契約区分

【次の契約区分①～③のうちいずれか1つ該当するものを残して、他の部分を取り消し線で抹消する。】

- ① ~~委託者は、委託者の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を受託者に委託する。~~
② ~~委託者は、委託者の事業場から出る産業廃棄物の処分を受託者に委託する。~~
③ 委託者は、委託者の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を受託者に委託する。

2 契約金額

汚泥 1 t あたり 金 円に消費税及び地方消費税を加えた額

3 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 契約保証金 「免除」又は「金 円」

5 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

産業廃棄物処理委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（産業廃棄物処理委託契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙＜役務の内容＞（関係書類等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び別紙＜役務の内容＞を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、処理代金（契約金額にその月の排出量（契約単位（t）の小数点以下第2位まで）を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた金額（1円未満の端数があるときは切捨て）をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第14条第1項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額をいう。）の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に従って委託する場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、法第14

条第 16 項又は法第 14 条の 4 第 16 項の規定に基づき、書面による委託者の承諾その他の再委託の基準に従わなければならない。

- 3 受託者は、前 2 項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第 6 条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託内容)

第 7 条 契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を別紙<役務の内容>に示す運搬の最終目的地の所在地まで法で許可された車両で適正に運搬しなければならない。

- 2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、受託者は、委託者から委託された廃棄物を別紙<役務の内容>に示す方法及び施設にて適正に処分しなければならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第 8 条 委託者は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、別紙<役務の内容>の適正処理に必要な情報の欄に記入し、受託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、別紙<役務の内容>の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート(WDS)」(平成 29 年 7 月環境省改訂)を参考に、書面にて提供しなければならない(記載方法は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)第 2 版」(平成 25 年 6 月)を参照すること)。

- 3 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ、書面により定めることとする。

(受託者の責任範囲)

第 9 条 受託者の責任範囲は、次のとおりとする。

- (1) 役務が契約区分 1 (収集・運搬) の場合は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法に基づき適正に処理すること。
- (2) 役務が契約区分 2 (処分) の場合は、委託者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

- (3) 役務が契約区分3（収集・運搬及び処分）の場合は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法に基づき適正に処理すること。

（委託者に対する損害賠償）

第10条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第18条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第11条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（委託者の責任範囲）

第12条 受託者が第9条各号のいずれかの役務の過程において受託者又は第三者に損害が発生した場合に受託者に過失がない場合は、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

（完了届）

第13条 受託者は、月ごとの委託者から委託された廃棄物の役務が終了した後、直ちに完了届を作成し、下記(1)～(3)のマニフェストを添付して、委託者に提出しなければならない。ただし、役務が契約区分3（収集・運搬及び処分）の場合は、収集・運搬業務に係るマニフェストを法で定める期間内に委託者にあらかじめ提出し、完了届には処分業務に係るマニフェストを添付すること。

- (1) 契約区分1（収集・運搬）については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票（排出事業場から処分場所までの区間のみを運搬する場合はB2のみ）。
- (2) 契約区分2（処分）についてはマニフェストD票。
- (3) 契約区分3（収集・運搬及び処分）については、収集・運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票（排出事業場から処分場所までの区間のみを運搬する場合はB2のみ）、処分業務についてはD票。

なお、委託者は、上記(1)～(3)のマニフェストについて、A票（排出事業者控え）及び最終処分終了後に提出を受けるE票とともに、5年間保存する。

（検査等）

第14条 委託者は、前条の規定による完了届の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前条及び前項の規定を準用する。

（処理代金の支払）

第15条 受託者は、完了検査に合格したときは、処理代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約

定期間」という。)に前項の処理代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の処理代金の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、処理代金につき、履行期間満了日の翌日から完了検査(第14条第2項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。

5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による処理代金の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第17条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第 18 条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 第 14 条第 2 項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 役務が履行不能であるとき。

(2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第 4 条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 受託者又は受託者の役員等（株主等の受託者への支配力を有する者を含む）が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反

社会的勢力」という。)であると認められるとき。

ロ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ヘ 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ト 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

チ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(リにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受託者が、イからトのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(チに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

ヌ 反社会的勢力に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 前2項の規定により委託者が受託者との契約を解除し、委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、委託者の指示により受託者は責任をもって、廃棄物の処分、費用の償還等に応じなければならない。

4 委託者は、第1項又は第2項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する処理代金を受託者に支払わなければならない。

5 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

6 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10

に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第18条の3 受託者は、第18条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第18条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第19条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第 20 条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第 21 条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

○ 受託者の事業の範囲

【次表の許可区分の口の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入し、空欄は斜線で抹消する。】

許可等の区分		許可、契約等の内容			添付書類
☐ 許可業者（法第14条第1項、第6項、第14条の4第1項、第6項の許可を受けた者）					許可証の写し
☐ 収集運搬	積込場所の許可	産業廃棄物許可品目・許可番号			
		特管産業許可品目・許可番号			
	荷卸場所の許可	産業廃棄物許可品目・許可番号			
		特管産業許可品目・許可番号			
☐ 中間処理	処理処分場所				
	産業廃棄物許可品目・許可番号				
☐ 最終処分	特管産業許可品目・許可番号				
	処理処分方法		施設の能力		
☐ 専ら再生利用を行う者 （古紙、くず鉄等、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者）					事業概要がわかる書面
☐ 許可を要しない者 （法施行規則第9条各号、第10条の3各号、第10条の11各号、第10条の15各号に該当する者）					指定書の写し又は事業概要がわかる書面
☐ 環境大臣の認定を受けた者 （法第15条の4の2各号、法第15条の4の3各号による認定を受けた者）					認定書の写し

※ 受託者は、この事業の範囲を証するものとして、許可証、指定書の写し又は事業概要がわかる書面などを委託者に提出し、この契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、この契約書に添付するものとする。

<許可証（写し）貼付欄>

割印（委託）

割印（受託）

＜役務の内容＞

【※の欄については、ア・イのうち該当しないものを文章とともに取り消し線で、空欄は斜線で抹消する。】

- (1) 契約期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
- (2) 排出事業場（委託者の事業場）
住 所 札幌市中央区北12条西20丁目
事業所名 札幌市中央卸売市場
- (3) 契約区分が1（収集・運搬）又は3（収集・運搬及び処分）の場合、受託者の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
--------------	--

※ ア 積替・保管を行う（下表のとおり）		イ 積替・保管を行わない	
積替・保管の所在地			
搬入できる廃棄物の種類	（石綿含有産業廃棄物を含む場合、種類ごとに明記）		
積替えのための保管上限			
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許否		※ ア 混合する	イ 混合しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において、手選別を行うことの許否		※ ア 手選別をする	イ 手選別しない
有価物を抜き取ることの許否	※ ア 抜き取る	イ 抜き取らない	

- (4) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価、適正処理に必要な情報等。契約区分が2（処分）又は3（収集・運搬及び処分）の場合の、受託者の処分、最終処分及び再生利用等に関する事項
- 【（ ）内は該当する単位を○で囲む。】

	1	2	
産業廃棄物の種類			
予定数量	(kg・ℓ・t・m ³)	(kg・ℓ・t・m ³)	(kg・ℓ・t・m ³)
収集・運搬単価	円／(kg・ℓ・t・m ³)	円／(kg・ℓ・t・m ³)	円／(kg・ℓ・t・m ³)
処分単価	円／(kg・ℓ・t・m ³)	円／(kg・ℓ・t・m ³)	円／(kg・ℓ・t・m ³)
処分の方法			
処分施設の処理能力			
処分施設の所在地			
最終処分（再生を含む）施設の所在地（予定地）			
適正処理に必要な情報	性状		
	性状の変化		
	荷姿		
	混合等による変化		
	その他取扱の注意事項、含有マークの有無		

最終処分（予定）の情報記載欄

[illegible]